

岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県内において、外国籍県民等が安心して医療を受けられるとともに、県内の医療機関が円滑に診療できる体制を整備することを目的として、岐阜県（以下「甲」という。）、公益財団法人岐阜県国際交流センター（以下「乙」という。）及び県内医療機関（以下「丙」という。）が連携して実施する岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業（以下「斡旋事業」という。）を利用するために必要な事項を定める。この斡旋事業では、丙において、受診する外国籍県民等に通訳が必要と判断した場合、丙の依頼により、乙が、乙に登録された医療通訳ボランティア（以下「医療通訳ボランティア」という。）を可能な限り丙に斡旋し、医療通訳ボランティアは、丙の指示の下に通訳業務を行うこととする。

(利用申込)

第2条 丙は、当利用規程を承認の上、別記様式1により乙に利用を申し込むものとし、乙が申込を受理した日から当斡旋事業を利用できるものとする。

2 丙は、第1項の申込内容に変更がある場合は、速やかに別記様式1により乙に届出るものとする。

3 丙は、当斡旋事業の利用を停止するときは、別記様式2により乙に申し込むものとする。

(業務分担)

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ次に掲げる業務を行う。

(1) 甲の業務

- ア 斡旋事業全体の統括
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 斡旋事業に係る広報
- エ 斡旋事業事務局業務の管理

(2) 乙の業務

- ア 医療通訳ボランティア登録試験の企画及び実施
- イ 斡旋事業事務局業務
 - (ア) 医療通訳ボランティアの登録及び斡旋
 - (イ) 医療通訳ボランティアへの支援
 - (ウ) その他斡旋事業事務局として必要な業務

(3) 丙の業務

- ア 担当者の指定
- イ 医療通訳ボランティアの斡旋についての患者の同意の確認
- ウ 医療通訳ボランティアの斡旋依頼及び業務完了報告
- エ 医療通訳ボランティアに対して謝金が支払われたかの確認業務
- オ その他斡旋事業を円滑に運用するための協力

(医療通訳ボランティアの斡旋依頼及び費用負担)

第4条 医療通訳ボランティアの対応言語はポルトガル語、中国語、タガログ語及びベトナム語とする。

2 医療通訳ボランティアの通訳方法は、対面による通訳（斡旋先医療機関での通訳）又はオンラインによる通訳（Zoom, Skype等）とする。

3 斡旋依頼は、丙より乙に、原則として最も早い斡旋希望日から起算して3日前（乙の休日（次の各号に掲げるもの）は日数に数えない。）までに行うものとする。

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

- 4 斡旋依頼を行うことができるのは丙のみとする。ただし、初診のみ、外国籍県民等からの依頼があった場合、乙が斡旋依頼に係る予約の支援を行うものとする。
- 5 当斡旋事業に要する費用は、1回あたり3,000円とする。
- 6 前項に規程する費用は、原則患者または丙が負担するものとする。
- 7 丙は医療通訳ボランティアの斡旋の依頼を取り消す場合は、前日（乙の休日は日数に数えない。）午後3時までに乙に連絡するものとし、これに間に合わない場合も出来るだけ速やかに連絡するものとする。
- 8 業務当日に患者が事前に連絡なしに丙に訪れなかった等、患者または丙が原因となるキャンセルが発生し、医療通訳ボランティアが業務当日に丙へ予定通りに訪問した場合には、丙はキャンセル料として1,500円を医療通訳ボランティアに支払うものとする。

（医療通訳ボランティアの業務）

- 第5条 医療通訳ボランティアの業務は、医療機関における日常的な診療・検査に係る事項についての通訳とし、インフォームド・コンセントのような高度医療における通訳には対応しないものとする。
- 2 医療通訳ボランティアは、医療通訳ボランティアの業務と関係のない業務及び患者の個人的な依頼については、対応しないものとする。
 - 3 医療通訳ボランティアの業務の時間は、原則として、1回につき概ね2時間程度を目途とし、丙の診療時間内とする。
 - 4 医療通訳ボランティアの業務の開始は、丙の担当者、医療通訳ボランティア及び患者の三者で打ち合わせを開始した時間とする。また、当該業務の終了は、上記三者で当該業務の終了を確認した時間とする。

（賠償の責任）

- 第6条 医療通訳ボランティアの通訳過誤等について、甲及び乙は、丙に対して賠償の責任を負わないものとし、丙は、医師賠償責任保険等に加入し、当該過誤等について担保できることを条件とする。また、甲、乙及び丙はいかなる賠償請求も医療通訳ボランティアに対して請求しない。

（秘密の保持）

- 第7条 甲、乙及び丙は、斡旋事業の実施上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（利用期間）

- 第8条 丙が当斡旋事業を利用できる有効期間は、第2条第1項に規定する申込受理日から、利用申込開始年度の末日（3月31日）までとする。翌年度以降も引き続き当斡旋事業の利用を希望する場合、丙は有効期間満了日1週間前までに別記様式1により、乙に利用を申込みものとする。

（利用規程の改正）

- 第9条 甲及び乙は、丙に重大な影響を及ぼす場合を除き、丙に予告をすることなく、当利用規程を任意に改正することができる。利用規程を改正した場合は、甲及び乙は速やかに丙に周知するものとし、その改正後の新利用規程施行日から2週間以内に丙から別記様式2により利用停止の申込がされなかった場合には、改正後の利用規程に同意し、引き続き当斡旋事業を利用することに同意するものとする。

（その他）

第10条 詳細な取扱事務については、別途「岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業事務処理要領」に定める。

(利用停止)

第11条 丙が当利用規程に違反し、または信用失墜行為、又は甲及び乙の事務手続きを著しく害する行為をした場合には、乙は丙に対し、別記様式3により利用停止を通知するものとする。

(協議)

第12条 当利用規程に定める条項の解釈に疑義が生じた場合、又は当利用規程に定めのない事項については、甲、乙及び丙との間で互いに誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月24日から施行する。

別記様式1

「岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業」利用申込書・変更届出書*

公益財団法人岐阜県国際交流センター理事長 様

「岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業」利用規定に同意のうえ、利用を申込み・変更を届け出ます。

令和 年 月 日

(医療機関名等)

(代表者職氏名)

医療機関名称 (正式名称)	
郵便番号 住所	〒
代表者職氏名	
担当部署	
担当者職氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メール	
通訳料負担 (ボランティアへの謝金)	医療機関負担・患者負担・医療機関と患者負担(うち患者 円) ※1回あたり概ね2時間程度(交通費含む) 3,000円
加入保険	(保険会社名) (保険の名称) (補償期間) 令和 年 月 日～令和 年 月 日

*不要の文字は削除すること。

※この様式は公益財団法人岐阜県国際交流センターのウェブページからダウンロード出来ます。

提出先：〒500-8875 岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通1-12 岐阜中日ビル2F

公益財団法人岐阜県国際交流センター 岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業 担当

TEL：058-214-7700 FAX：058-263-8067 E-mail：gic@gic.or.jp

別記様式2

「岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業」利用停止申込書

公益財団法人岐阜県国際交流センター理事長 様

「岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業」の利用を停止します。

令和 年 月 日

(医療機関名等)

(代表者職氏名)

医療機関名称 (正式名称)	
郵便番号 住所	〒
代表者職氏名	
担当部署	
担当者職氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メール	
利用停止の理由	

※この様式は公益財団法人岐阜県国際交流センターのウェブページからダウンロード出来ます。

提出先：〒500-8875 岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通1-12 岐阜中日ビル2F

公益財団法人岐阜県国際交流センター 岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業 担当

TEL：058-214-7700 FAX：058-263-8067 E-mail：gic@gic.or.jp

「岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業」利用停止通知書

(医療機関代表者職氏名) 様

公益財団法人岐阜県国際交流センター理事長

下記の理由により、「岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業」の利用を停止します。

記

理由